

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案要綱

第一 港湾法の一部改正

一 港湾の建設及び管理の適確化

1 何人も、港湾隣接地域、臨港地区等の区域（これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならないこととする。

（第三十七条の三関係）

2 国土交通大臣は、その実施する港湾工事（港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境の整備又は保全を目的とするものが、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境の保全、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場等の周辺地域の生活環境の悪化の防止若しくは軽減に資するときは、当該工場等に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができることとする。

（第四十三条の五関係）

3 国土交通大臣は、波浪に関する情報その他国土交通省令で定める情報（以下「波浪情報等」という。）の収集、分析及び提供により港湾工事を効率的に実施するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができ、当該電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）は、その使用料を負担しなければならないこととする。 （第五十条の二関係）

4 公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定める港湾の施設を建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合を除いて、その建設し、又は改良する施設が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならないこととする。 （第五十六条の二の二関係）

5 登録確認機関に係る登録申請手続を定める等所要の規定の整備を行うこととする。 （第五十六条の二の三から第五十六条の二の十九まで関係）

二 構造改革特別区域における特例措置の全国展開

1 重要港湾の港湾管理者は、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及

びこれに附帯する荷さばき施設その他の港湾施設をいう。)を構成する行政財産を、港湾管理者の認定を受けた者に貸し付けることができることとする事。 (第五十四条の三関係)

2 港湾における埋立地が相当期間定められた用途に供されておらず、有効かつ適切な利用を促進する必要があると港湾管理者が認めて区域を告示したときは、当該埋立地について処分等が制限される期間を十年間から五年間に短縮することとする事。 (第五十八条第三項関係)

三 港湾における物流拠点施設の整備

その建設又は改良に要する費用が国からの無利子貸付の対象となる特定用途港湾施設に、埠頭の近傍に立地する政令で定める用途に供する荷さばき施設及びこれに附帯する政令で定める港湾施設を追加することとする事。 (第五十五条の七第二項関係)

四 その他所要の改正を行うこととする事。

第二 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正

一 目的

この法律は、特定外貿埠頭の管理運営を効率的に行うための措置を定めることにより、国際海上輸送

の円滑化を図り、もって我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とすること。
(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「外貿埠頭」とは、外航貨物定期船を係留するための岸壁等の総体をいうものとする。

2 この法律において「特定外貿埠頭」とは、旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団が建設した外貿埠頭をいうものとする。
(第二条関係)

三 特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定

国土交通大臣は、港湾管理者がその発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であること等の要件を備える者の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができるものとする。
(第三条関係)

四 株式

港湾管理者は、常時、三の指定を受けた者（以下「指定会社」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないものとする。こと。
（第四条関係）

五 資金の貸付け

政府は、港湾管理者が指定会社に対し、外貿埠頭の建設等に要する資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が一定の基準に適合しているときは、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができるものとする。こと。
（第六条関係）

六 監督

1 指定会社は、事業計画等を国土交通大臣に提出しなければならないものとする。こと。

（第七条関係）

2 指定会社の定款の変更等の決議については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。
（第十条関係）

七 その他所要の改正を行うこととする。こと。

第三 水先法の一部改正

一 水先人の養成及び確保

1 この法律の目的として、水先人の養成及び確保のための措置を講ずることを追加することとする。

(第一条関係)

2 水先人の免許を、水先区ごとに、三段階の資格別に与えることとともに、それぞれの資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶を定めることとする。

(第四条関係)

3 水先人の免許の要件として、2の資格別に国土交通省令で定める乗船履歴又は水先業務に従事した経験及び海技士の免許を有していること、国土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設（以下「登録水先人養成施設」という。）において、2の資格に応じ、水先区ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了すること等を要件とすることとする。

(第五条関係)

4 登録水先人養成施設に係る登録申請手続を定める等所要の規定の整備を行うこととする。

(第十四条から第二十八条まで関係)

二 船舶交通の安全確保

1 水先人の免許の有効期間を五年（ただし、二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者その他の国土交通省令で定める者の免許の有効期間については、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間）とするとともに、有効期間の更新に際しては、その者がその資格に応じ水先業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び技能を習得させるための講習であつて国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録水先免許更新講習」という。）の課程を修了した者でなければ、水先人の免許の有効期間の更新をしてはならないこととする。 （第十条関係）

2 登録水先免許更新講習に係る登録申請手続を定める等所要の規定の整備を行うこととする。 （第二十九条から第三十二条まで関係）

3 国土交通大臣は、水先区のうち工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没その他の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある港又は水域について、当該港又は水域における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、水先人を乗り込ませなければならぬ船舶、港又は水域及び期間を定めることができることとする。 （第三十六条関係）

三 水先業務運営の効率化及び適確化

1 水先料を国土交通省令で定める制度を廃止し、水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受け、その上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬこととともに、国土交通大臣は、届け出られた水先料が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該水先人に対し、その水先料を変更すべきことを命ずることができることとする。

(第四十六条関係)

2 水先人会は、法人とし、その目的に会員の監督に関する事務を行うことを追加することとともに、毎事業年度経過後三月以内に、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないこととする。

(第四十八条から第五十四条まで関係)

3 全国の水先人会は、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする日本水先人会連合会を設立し、水先人及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らなければならないこととともに、水先人会の関係規定を日本水先人会連合会について準用することと

すること。

(第五十五条から第五十八条まで関係)

四 その他所要の改正を行うこととする。

第四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

一 業務の範囲

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務として高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を追加するとともに、政府以外の者の委託を受けて機構が行う高度船舶技術に関する試験研究の業務に関する規定を削除することとする。

(第十二条第一項関係)

二 試験研究実施者等の納付金

高度船舶技術の利用により得た収入又は利益の一部を第十二条第一項第九号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として機構が徴収することができる者として、一の助成金の交付を受けて高度船舶技術を用いた船舶等の製造を行った者又はその承継人を追加することとする。

(第十五条関係)

三 区分経理等

機構は、第十二条第一項第七号から第十三号までの業務に関する同一の勘定を設けて整理しなければならないものとする事。

(第十七条第一項関係)

四 その他所要の改正を行うこととする事。

第五 附則関係

一 この法律は、平成十八年十月一日から施行することとする事。ただし、第一の一の3及び三並びに第四の規定は同年四月一日又は公布の日のいずれか遅い日から、第一の一の4及び5並びに第三の規定は平成十九年四月一日から、それぞれ施行することとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとする事。

(附則第二条から第十六条まで及び第二十四条関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うこととする事。

(附則第十七条から第二十三条まで関係)